

# 住宅用太陽光発電設備の FIT買取期間終了に向けた対応

2018年9月12日  
資源エネルギー庁

# 前回の御議論・御指摘事項

## <前回御議論いただいた論点>

### FITからの自立化について

### 本日御議論いただく論点

- 住宅用太陽光発電設備のFIT買取期間が終了し始める2019年11月に向け、対象者が**積極的に再エネ電気の使い方を選ぶ**ようになるために、どのように情報提供をしていくべきか。その際、競争上の懸念についてどう考えるか。
- **FITに頼らないビジネスモデル**の検討が動き出しつつある中、それを早期に実現していくためにどのような対応が必要か。例えば、需要家側モデル・供給側モデルの両面から、**蓄電池をどのように普及させ活用できるようにしていくか**。**RE100のような再生可能エネルギーに対する需要を更に喚起**し、自立化へのドライバーとするために、非FIT電源の非化石価値などをどのように活用できるようにしていくか。
- 2020年度末の抜本見直し期限まであと2年半余りと迫る中、**自立化への橋渡しとなるFIT制度の在り方**についてどう考えていくか。

## <前回の主な御意見>

- 卒FIT電源が出てくることは、新たなビジネスモデルが登場する契機になる。
- 新規参入者も卒FIT電源を公平に買い取ることができ、市場が活性化させるためにも、政府による広報等、環境整備は非常に重要。
- FIT買取期間終了後も旧一般電気事業者による買取が表明されていることはありがたいが、優位性を活かしてそのまま囲い込むことは好ましくない。旧一般電気事業者の買い取りが望ましくないわけではないが、有利な状況のため、早目に買取メニューを発表させることが必要。
- FIT卒業後も旧一般電気事業者が、継続して買い取る契約になってもよいが、スイッチングすると違約金が発生するのであれば、イコールフットイングの観点で問題がある。また、買取のスイッチングをいかにスムーズに出来るようにするかも重要。
- 一部の事業者が、事実と異なる情報を用いて営業をしているという噂も聞く。便乗した悪質商法に備えるためにも、適切な情報を周知する必要がある。
- 卒FIT住宅用太陽光について、国や産業界からの視点のみではなく、一般消費者の捉え方について考慮が必要。一般消費者は、電力会社からの連絡待ち状態。一般消費者に対して、FIT卒業後も引き続き重要な発電所として役割を果たす必要があることを伝えていくべき。

- 太陽光発電は、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることでエネルギー安全保障にも寄与できることに加え、火力発電などと異なり燃料費が不要であり、自家消費を行い、非常用電源としても利用可能な分散型電源となり得る特徴がある。
- 一般家庭としても、太陽光発電設備を設置する理由は様々であるが、光熱費の節約や売電ができるといった経済的な理由だけでなく、自ら発電事業者として再生可能エネルギーの推進に貢献していくことを目指して導入が進められてきた。
- 一般に、太陽光パネルは20～30年間、又はそれ以上発電し続けることが可能であり、特に住宅に設置されたパネルは改築・解体等をするまで設備が維持されて稼働し続けることが期待される。FIT制度としても、当初より、最初の10年間は制度に基づく買取が行われ、その後少なくとも10年間は自家消費及び売電が行われることを想定してきた。
- このような状況の中、2009年11月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた住宅用太陽光発電設備を含め、2019年11月以降順次、買取期間が満了することになる。しかし、これはFITという支援制度に基づく10年間の買取が終了するに過ぎず、その後も10年・20年の長きにわたって自立的な電源として発電していくという役割が期待される。
- また、買取期間が終了し投資回収が済んだ再生可能エネルギー電源を活用するビジネスモデルが自立化の先駆けとなって、FIT制度が無くとも再生可能エネルギー発電事業への継続的な新規投資が生まれる事業環境が醸成されることが期待される。

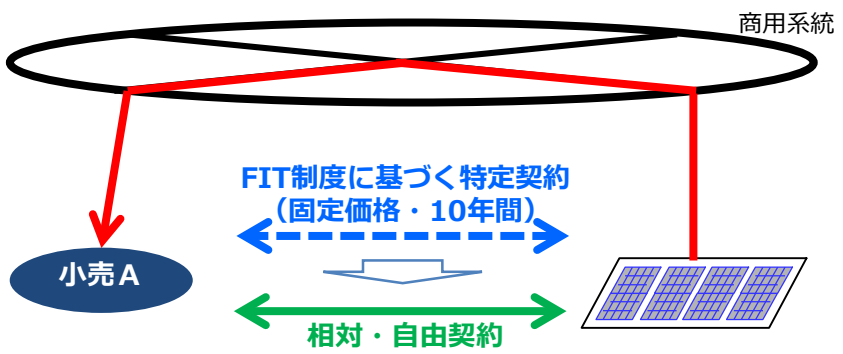
- 中間整理では、買取期間終了後の基本的な考え方として、こうした環境変化は、
  - ・ 需要家にとっては、自家消費型のライフスタイルへの転換を図る契機
  - ・ 小売電気事業者やアグリゲーターにとっては、新たな供給力と需要を獲得するビジネスチャンスとなることから、**買取期間の終了とその後の対応について、官民一体となって広報・周知を徹底することが重要**であるということを確認した。
- 住宅用太陽光発電設備の設置者は、発電・売電を行う供給者ではあるが、同時に、**保有する情報量や交渉力に劣る消費者**でもあるため、買取期間の終了を迎える対象者がその事実を認知し、その後の**太陽光発電設備の使い方を積極的に選択するようになるための工夫**が必要ではないか。
- 事業者側の動きとしては、買取期間終了後も買取りを行うことを表明する事業者、既に具体的な買取メニューを発表して営業活動を展開する事業者、蓄電池等の営業販売を行う事業者も出て来ている。他方で、**小売全面自由化時とは異なり、誰がターゲットであるか（どの世帯が、いつ買取期間終了を迎えるか）が第三者からは特定できない**ため、現在買取りを行っている事業者とそれ以外の事業者との間の**競争上の公平性に関する懸念**も上がっている。
- 2019年11月まで1年余りと迫る中、対象者に対する**適切な情報提供の在り方**や、FIT買取期間終了を契機としたビジネスを展開する**事業者間の公平な競争を促す対応とスケジュールの在り方**について御議論いただきたい。

# (参考) 住宅用太陽光のFIT買取期間終了後の基本的な考え方

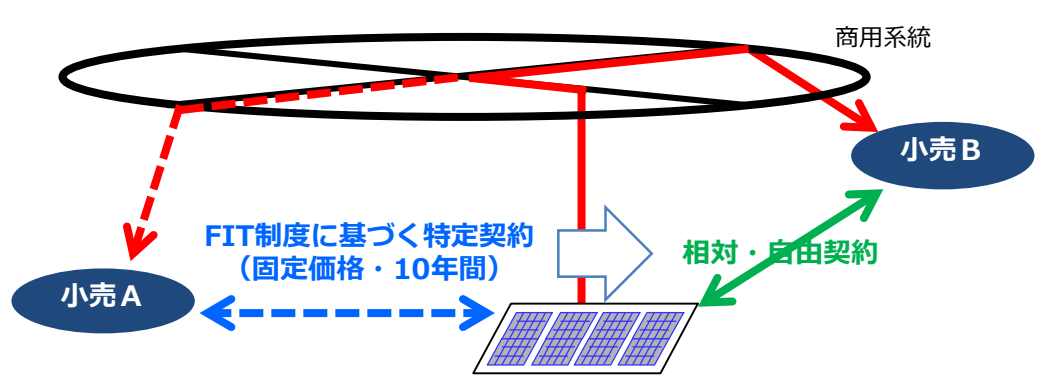
第1回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料4

- 2009年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された住宅用太陽光発電設備は、2019年以降順次、10年間の買取期間を終えることとなる。
  - FIT制度による買取期間が終了した電源については、法律に基づく買取義務はなくなるため、
    - 電気自動車や蓄電池と組み合わせるなどして**自家消費**すること
    - 小売電気事業者やアグリゲーターに対し、**相対・自由契約で余剰電力を売電**することが基本。
  - こうした環境変化は、
    - 住宅用太陽光発電設備を設置している需要家にとっては、**自家消費型のライフスタイルへの転換を図る契機**となり、
    - 小売電気事業者やアグリゲーターにとっては、**新たな供給力と需要を獲得するビジネスチャンス**となる（例：余剰電力の買取と小売供給をセットで提供）
- ことから、FIT制度からの自立に向けた市場環境を醸成するためにも、**買取期間の終了とその後のオプション等について、官民一体となって広報・周知を徹底**することが重要ではないか。

新たな売電契約に切り替え、小売電気事業者Aへの売電を継続



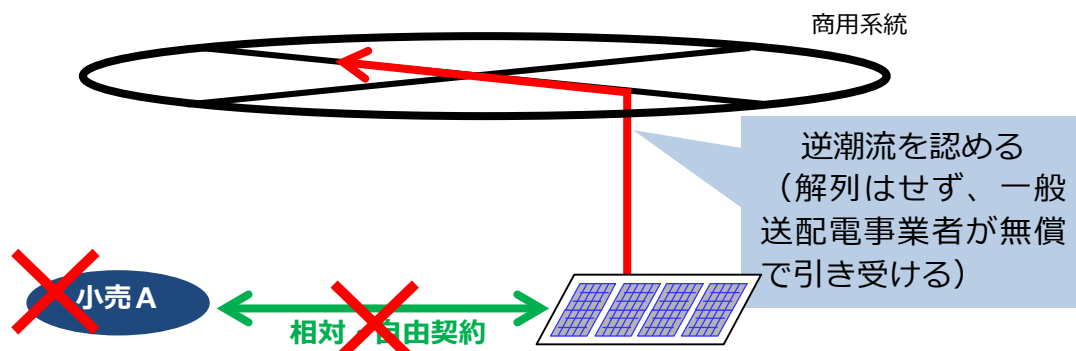
買取期間の終了を機に、条件の良い小売電気事業者Bへ売電契約を切替え



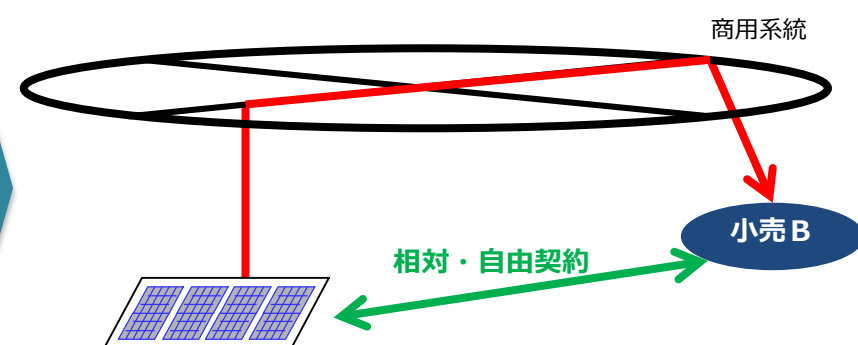


- FIT買取期間終了後の新たな市場環境の下でも、
  - 完全な自家消費が難しい中、小売電気事業者やアグリゲーターとの売電契約の切替が滞ってしまった
  - 売電契約を締結していた小売電気事業者やアグリゲーターが倒産してしまったといった場合に、**一時的に余剰電力の買手が不在**（無契約での逆潮流）になるケースが生じる可能性がある。
- こうした場合、無契約だからという理由で余剰電力の系統への逆潮流ができないよう解列すると、住宅用太陽光発電設備の場合は、宅内配線状況によっては小売供給まで遮断される懸念があるなど、需要家に対して過大な不利益をもたらすことから、当該余剰電力については**一般送配電事業者**に**引受けを要請**することとしてはどうか。
- ただし、一般送配電事業者による引受けはあくまで**一時的・例外的な措置であるべき**であり、小売電気事業者やアグリゲーターによる**再生可能エネルギーを活用したビジネスを促進するような設計**であることが重要。
- また、住宅用太陽光の余剰電力は小売電気事業者やアグリゲーターにとって有効な電源として活用されることが期待される一方、一般送配電事業は**売手と買手が決まっている電気を運ぶこと（託送供給）をその業務とする**ものであるとともに、買手不在の余剰電力は周波数調整の負担を増す可能性があることにも留意が必要。
- このため、前述の広報・周知の取組の徹底を前提に、無契約の逆潮流による買手不在の余剰電力については、**一般送配電事業者**に**無償で引き受けることを要請**してはどうか。ただし、引受量の増大により一般送配電事業の負担が増加し支障が生じ得る場合には、必要に応じ仕組みを見直すこととしてはどうか。

売電先の小売電気事業者 A が倒産し、一時的に無契約状態に



その間に、小売電気事業者 B と売電契約を締結



# (参考) 2019年以降の住宅用太陽光発電のFIT買取期間終了に向けた動き 6

第7回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1

- 2009年11月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた住宅用太陽光発電設備は、2019年11月以降順次、10年間の買取期間を終えることとなる。
- FIT制度による買取期間が終了した電源については、①自家消費をするか、②相対・自由契約で余剰電力を売電することが基本となる。
- 買取期間が終了する住宅用太陽光発電設備が現れ始めるまであと1年を前に、**既に具体的な買取メニューを発表して営業活動を展開する事業者**や、(買取メニューは公表していないものの)**買取りを行うことを表明する事業者**も出て来ている。

## 買取メニューを公表している事業者の例

- |         |  |
|---------|--|
| スマートテック | ● 2018年6月に、2019年11月以降の買取メニューを発表し、営業活動を展開 |
|---------|--|

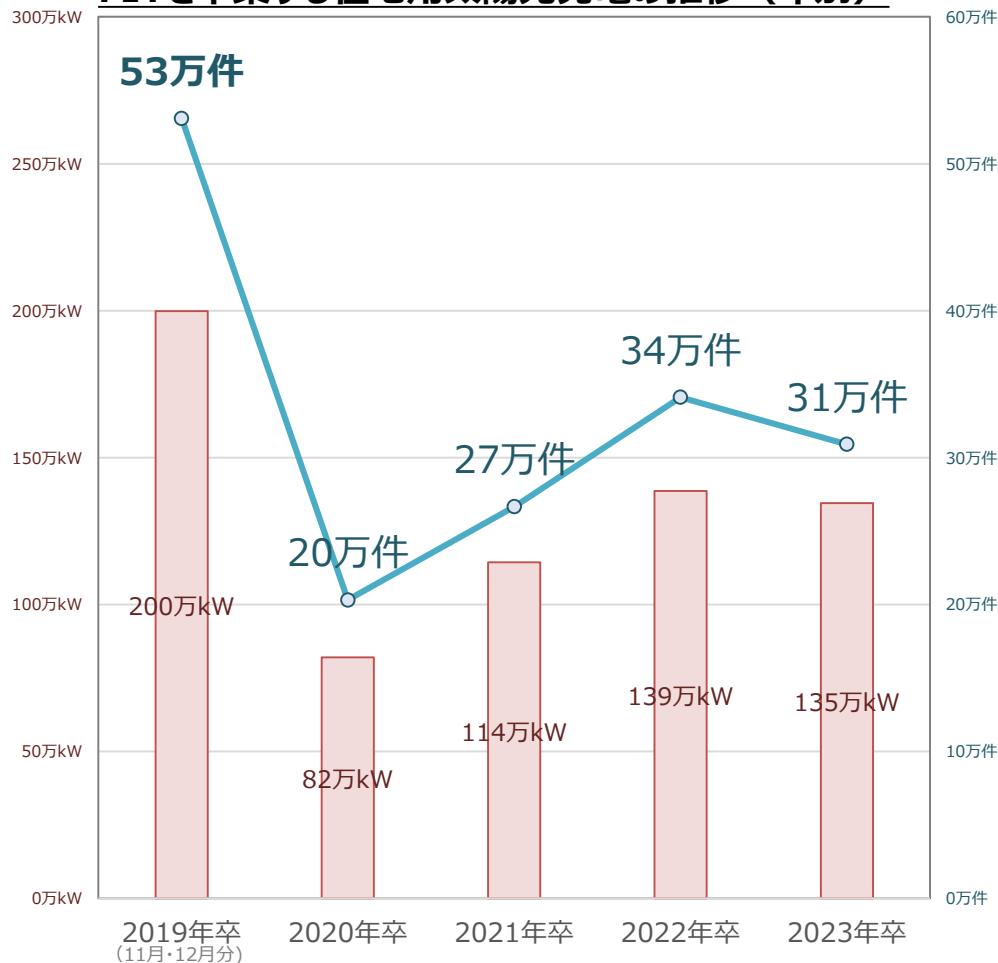
## 買取メニューは公表していないものの、買取りに向けた検討をしている事業者の例

- |               |   |
|---------------|---|
| 積水ハウス         | ● 住宅オーナー等の余剰電力を購入することを公表                        |
| 中部電力          | ● FIT買取期間終了後も、積極的な買取りを継続することを公表                 |
| TOKAIホールディングス | ● みんな電力(株)と提携し、FIT買取期間が終了する太陽光発電設備を活用した新サービスを検討 |

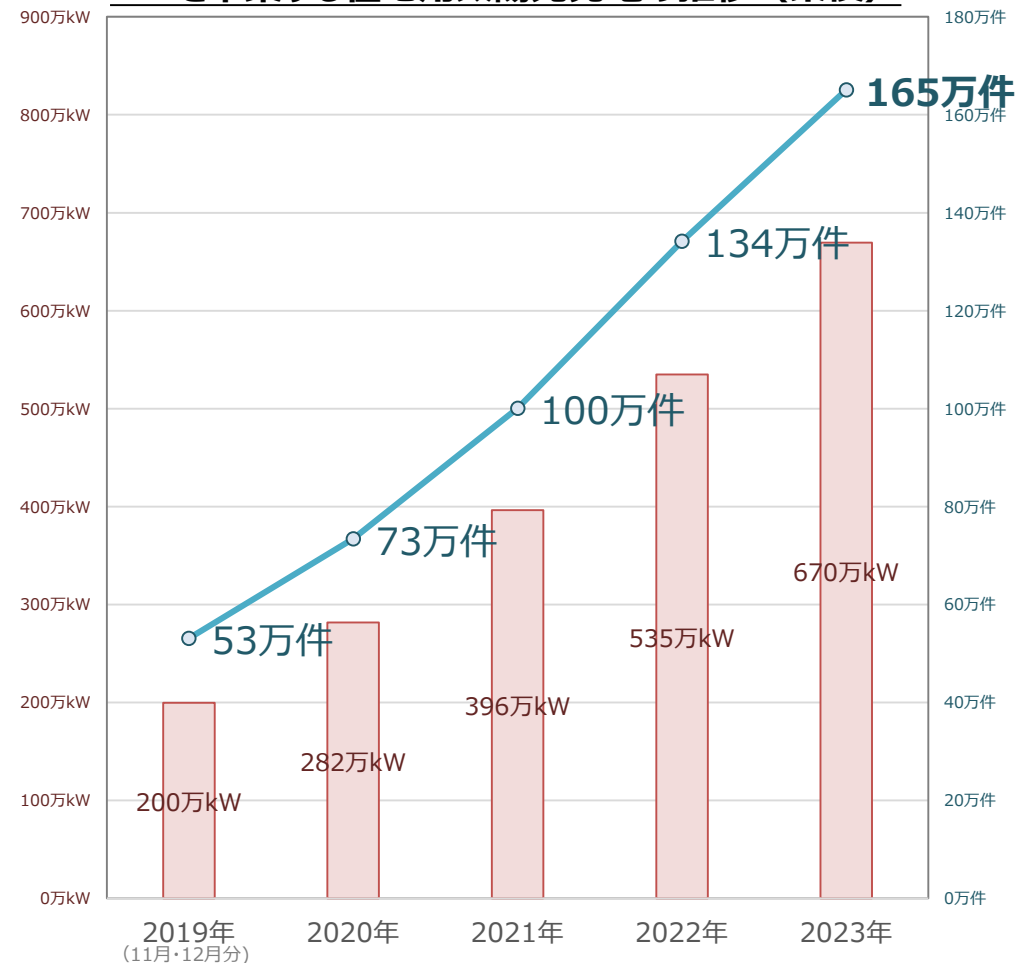
# (参考) 住宅用太陽光のFIT買取期間終了をめぐる状況

- 2009年に余剰電力買取制度で導入された10kW未満の住宅用太陽光発電について、2019年11月からFIT買取期間が順次終了。2019年の11月・12月だけで約53万件が対象。
- 累積では、2023年までに約165万件・670万kWに達し、これらが自家消費又は余剰電力の自由売電に移行していくこととなる。

## FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移（年別）



## FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移（累積）

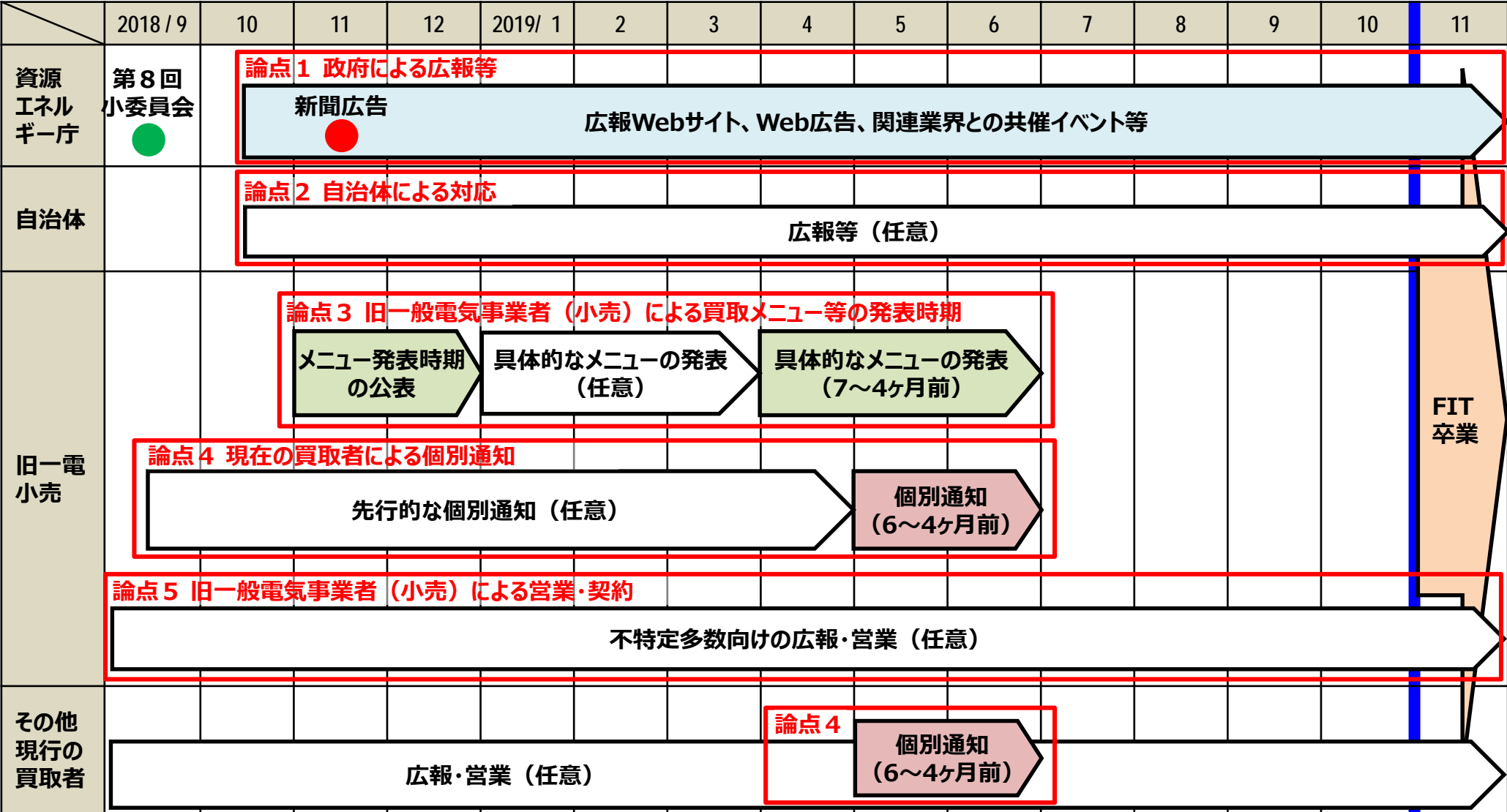


(出典) 費用負担調整機関への交付金申請情報、設備認定公表データをもとに作成。一部推定値を含む



# 2019年FIT買取期間終了に向けた論点とスケジュール（案）

● 消費者の利益を図るための適切な情報提供や、事業者間の公平な競争の促進の観点から、政府・自治体・事業者がそれぞれどのように、どのようなスケジュールで広報・周知を行っていくべきか、主に5つの論点について御議論いただきたい。



# 論点1. 政府による広報等

- 資源エネルギー庁としての広報は、2018年10月を目途に本格稼働する予定。具体的には、買取期間が終了し始める1年前を目途に**新聞広告**を行うのを皮切りに、資源エネルギー庁Webサイト内に、制度に関する情報提供や、FIT卒業電源の活用メニューを提供する事業者のポータルとなる**専用サイトを設置**。さらに、**Web広告**、**各種イベント**等を多面的に実施していく予定。その際、**周知すべき事項**や、**効果的な周知の方法**など、どのような点に留意が必要か。
- また、この制度移行期に生じ得る消費者トラブルに対しては、**消費者庁や電力・ガス取引監視等委員会とも連携して対応**していくことが必要ではないか。

## 新聞広告イメージ

全国紙＋ブロック紙・地方紙に対して  
新聞広告を実施予定



## 専用サイトのコンテンツ（案）

### 制度の説明

- 10年間経過した電源から順次買取期間が終了する旨を始め、正確な情報を提供。
- 自家消費の仕組みや、売電先変更の仕組みをわかりやすく解説。

### 事業者情報

- FIT卒業電源の買取事業者や蓄電池等の販売事業者など、サイトへの掲載希望者を一元的に掲載。

### 注意喚起

- 「FIT卒業後は**無償買取りになるから**、当社の〇〇がお得」といったような誤った情報による営業に騙されないよう、注意喚起。

## 論点2. 自治体による対応

- 地域における再生可能エネルギーの導入促進のため、自治体においても、発電設備の導入補助や、地域の再生可能エネルギー等を電源とした自治体出資の新電力の設立が進められてきた。
- これらを通じ、FIT買取期間が終了する電源を把握しているいくつかの自治体では、対象者への個別通知などの対応を検討しているほか、自治体新電力での買取を検討するといった動きがある。
- 地域に賦存するエネルギー資源を有効活用し、自立・分散型のエネルギーシステムを構築することは、地域経済の活性化や、防災などの強靱化につながる。政府による広報・周知や、現在の買取事業者による個別通知だけでなく、こうした地域の動きとも連携していくべきではないか。

### 自治体による取組の例

#### 浜松市

- 2015年に浜松市及び地域内外の8社が出資し、地域の再生可能エネルギー由来の電源の地産地消を進める地域新電力として浜松新電力を設立。
- 市内の再生可能エネルギー由来の電源16MWを、市内の学校や公共施設などに電力として供給。
- 今後、2019年問題に対応し、一般家庭の「余剰買取制度」による買取期間終了の太陽光発電の買電や電力供給を2019年度より開始する予定。

(出典) 浜松市SDGs未来都市計画(2018年8月)から引用

# 論点3. 旧一般電気事業者（小売）による買取メニュー等の発表時期 11

- FIT買取期間の終了を迎える住宅用太陽光発電設備の余剰電力は、現在、その**大宗を旧一般電気事業者の小売部門が買い取っている**状況。
- こうした中、対象者が**選択肢の具体的な検討をできるようにする**観点からは、旧一般電気事業者（小売）が**なるべく早期にFIT買取期間終了後の買取メニュー等を提示**することが重要。また、一部の小売電気事業者からは、営業戦略の観点から、旧一般電気事業者（小売）による早期の買取メニュー等の提示を望む声も寄せられている。
- このため、旧一般電気事業者（小売）には、**年内に買取メニュー等の発表時期（いつ具体的なメニューを発表するか）を公表して予見性を確保**した上で、十分な検討期間を設ける観点から、**2019年4月から遅くとも6月末（FIT買取期間が終了し始める4ヶ月前）までには具体的な買取メニュー等を発表し、契約締結はそれ以降**に行っていただくこととしてはどうか。
- なお、2019年4月より前に具体的な買取メニュー等を提示する場合も、公平な競争の観点から、旧一般電気事業者（小売）による**契約の締結（予約を含む）の解禁は2019年4月以降**とすることが望ましいのではないかと。



※具体的な買取メニュー等の設計に当たっては、非FIT電源に係る非化石価値の取扱いも考慮が必要となる見通し。

## 論点4. 現在の買取者による個別通知

- 全てのFIT卒業対象者に確実に認知してもらうため、**買取期間が終了する旨の個別通知**を行うことを**現在の買取者に要請**してはどうか。通知時期については、検討を先延ばしし過ぎることなく、かつ十分な検討期間を確保する観点から、**各対象者の買取期間終了の6ヶ月前～4ヶ月前**（システムの制約により技術的に困難な場合は、3ヶ月前）の間に行うことが適当ではないか。
- また、現在の買取者として旧一般電気事業者（小売）が大宗の対象者の個人情報保有しているという実態に鑑みれば、新たにFIT卒業電源の買取り等を希望する事業者との間の**情報格差の観点から、個別通知においては競争上の特別な配慮が必要**ではないか。具体的には、旧一般電気事業者（小売）が個別通知で自社の買取メニュー等を提示する場合は、①買取期間終了時期、②様々な選択肢が存在することなど、**中立的な記載と必ずセットにすることを求める**こととしてはどうか。

### 旧一般電気事業者（小売）が顧客に個別通知を行う際の留意事項（案）

③とは区分し、**中立的な記載**とする

- ① 対象者の**FIT買取期間の終了時期**を明示すること。
- ② FIT買取期間終了後は、余剰電力の活用について**様々な選択肢が存在**することを明示すること。その際、資源エネルギー庁が開設するFIT買取期間終了後の対応に関する広報WebサイトのURLを併記すること。
  - EVや蓄電池を併用すれば自家消費できる = 「**売電せず使ってもよい**」
  - これまでの契約先とは異なる電力会社への売電も可能 = 「**売電先は選べる**」
 ※ 一時的に買い手が不在となり余剰電力が系統に流れてしまう場合は、一般送配電事業者が無償で引き受けることとなる。

①②とは区分して記載しつつ、**紙面上は必ず②とセット**とする

- ③ 自社による**継続買取メニュー**や**FIT卒業電源の活用プラン**を提示する場合には、**必ず②とセットで記載**すること。
  - **自社メニューの宣伝のみを目的とした個別通知は行わない**
  - 「当社に継続的に売電しなければ、無償で引き取られてしまう」と誤認させるような記載をしない



## 論点5. 旧一般電気事業者（小売）による営業・契約

- 住宅用太陽光発電設備の余剰電力の買取りにおける現在の旧一般電気事業者（小売）の競争力を踏まえれば、その営業活動や契約において、一定の制約を設けることが適当ではないか。
- 特に、FIT買取期間終了当初は「とりあえずこれまでと同じ買取先で」と考えてしまう消費者が一定数存在する可能性があることに加え、現在の買取者以外はFIT買取期間が終了する世帯を正確に捕捉できないことを踏まえれば、旧一般電気事業者（小売）については、少なくとも当該消費者にとってFIT買取期間終了後1回目の買取り等の契約において、違約金など契約の解除を制限する条項は設けないことが望ましいのではないか。

### 旧一般電気事業者（小売）の営業活動・契約条項で制限すべき事項（案）

競争上の地位を利用した営業活動の例

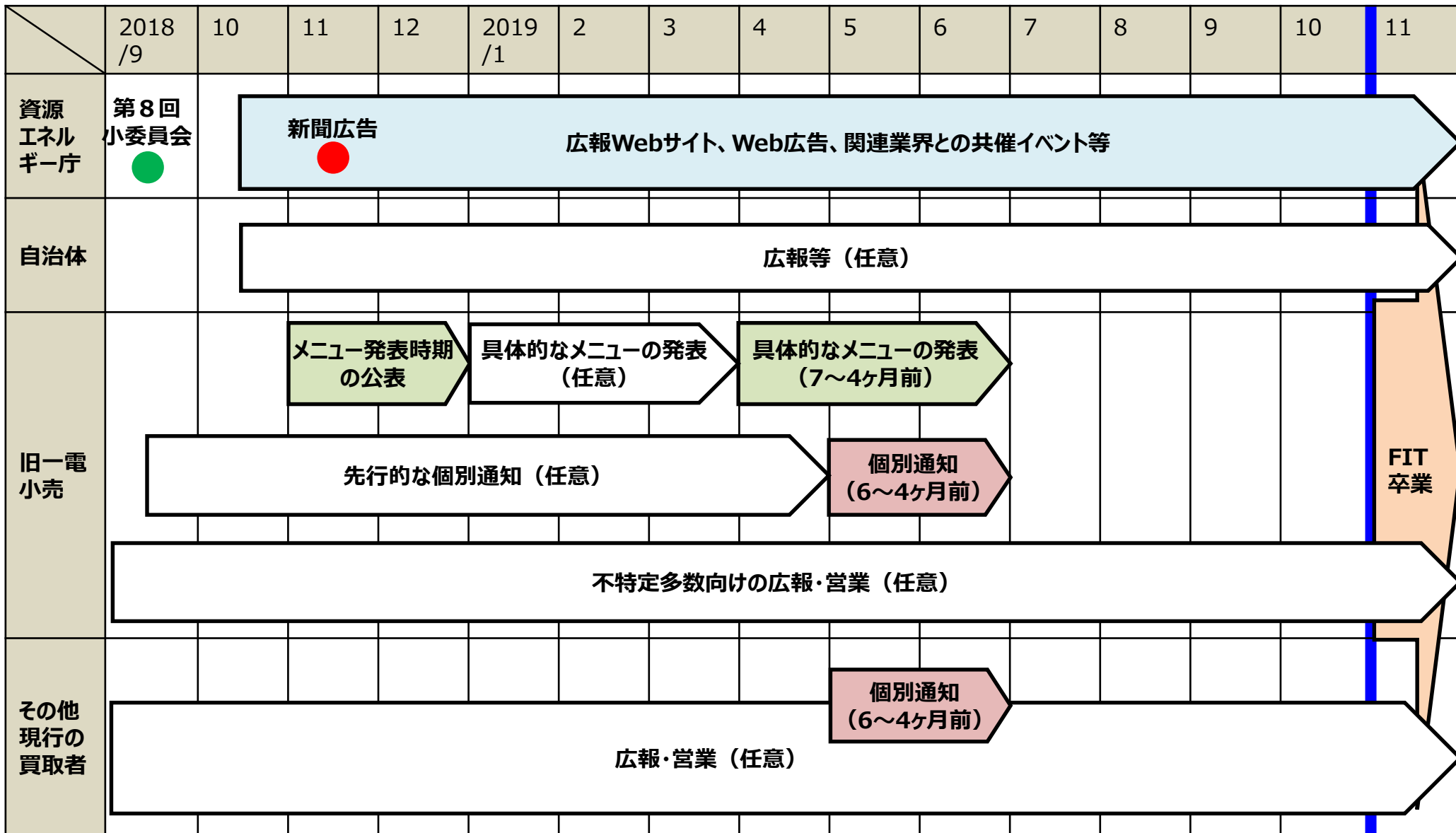
- 「必ず他社よりも高く買い取る」など、旧一般電気事業者（小売）の競争上の地位を利用して自己のサービスに誘導しようとする事

契約の解除の著しい制限の例

- FIT卒業電源の買取等契約の解除を著しく制約する内容の契約条項（例）
  - ① 契約の解除を一切許容しない期間の設定
  - ② 契約の解除に関して、不当に高額な違約金等の設定
    - ※ 少なくとも、当該消費者にとってFIT買取期間終了後最初の契約については、違約金そのものの設定をしない（旧一般電気事業者（小売）の負担による相当程度の設備投資（蓄電池等の機器設置）が必要なメニューの場合を除く）
  - ③ 契約期間終了時に自動的に更新するという契約において、更新を不要と考えた場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項の設定



# (再掲) 2019年FIT買取期間終了に向けたスケジュール (案)



- FIT卒業電源が現れ始めるという環境変化の中、自家消費による活用と組み合わせながら、住宅用太陽光発電を投資回収が済んだ再生可能エネルギー電源として活用するビジネスモデルが登場しつつある。
- こうしたモデルが自立化の先駆けとなって、FITに頼らないビジネスモデルの構築が加速化されるよう、事業環境整備を進めていくことが重要ではないか。

第7回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1

再エネ発電所からの電力を調達、プール化し、ブロックチェーン・トラッキングシステムにより電源証明付きの電力をRE100系企業、自治体、個人などに販売

